

平成 25 年度監査実施方針（案）

監査委員事務局

1. 監査の実施状況

事務局の実施体制

1 監査法人への委託

平成 22 年度から監査法人へ監査業務を委託（総務部・府民文化部・環境農林水産部・都市整備部・住宅まちづくり部・会計局・監査委員事務局及び財政的援助団体等の監査）

平成 25 年度から委託対象を拡大（福祉部を追加）

2 公認会計士の任用

平成 23 年度から管理職（副理事）として採用（監査法人への委託業務のマネジメントを担当）

3 人事交流

平成 22 年度から京都府、和歌山県、平成 23 年度から堺市、平成 24 年度から大阪市と人事交流を開始

監査の実施状況

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
事務局	本庁各部局	16 部局	16 部局	15 部局	15 部局
	出先機関	323 機関	319 機関	308 機関	308 機関
	財政的援助団体等	30 団体	28 団体	29 団体	29 団体
監査委員	懸案事項説明聴取	13 部局	14 部局	14 部局	14 部局
	現地調査	28 機関・団体	29 機関・団体	26 機関・団体	22 機関・団体

監査結果の推移

処理区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	公表	措置報告
委員意見	26 件	99 件	74 件	70 件	公表	求める
指摘事項	58 件	101 件	95 件	74 件	公表	求める
指示事項	2 件	35 件	39 件	52 件	公表	求める
委員通知	132 件	128 件	99 件	101 件	非公表	求める
所見	61 件	69 件	40 件	16 件	非公表	求めない
計	279 件	432 件	347 件	313 件		
うち未措置	2 件	17 件	36 件	76 件	※平成 25 年 5 月 30 日現在	

内部統制と監査

【参考資料】

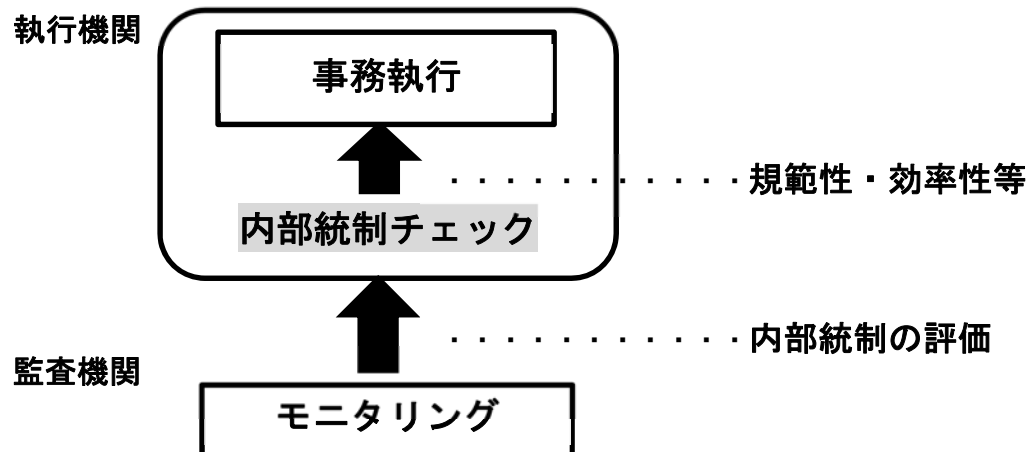
内部統制とは

事前又は事後にリスクをコントロールすることを目的とし、組織内部において、違法行為や不正、ミスなどが行われることなく、組織が健全かつ有効・効率的に運営されるよう各業務で所定の基準や手続を定め、それに基づいて管理・監視・保証を行うための一連の仕組み。

《H25.4 地方公共団体の監査制度に関する研究会報告書から》

内部統制の構成要素

- 執行機関の中に組み込まれた内部統制（狭義の内部統制）【予防的機能】
- 執行機関をチェックするモニタリングの仕組み【発見的機能】



監査の役割

- 事務執行のチェックは執行機関の内部統制機能が担うべきもの。
- 監査機関はその肩代わりではない。
- 監査機関の本来の役割は

- ・ 執行機関の内部統制が有効に機能しているか
- ・ その結果として事務執行が適正に行われているか
- ・ 事務執行の結果が行政目的に合致しているか

をモニタリングすること。

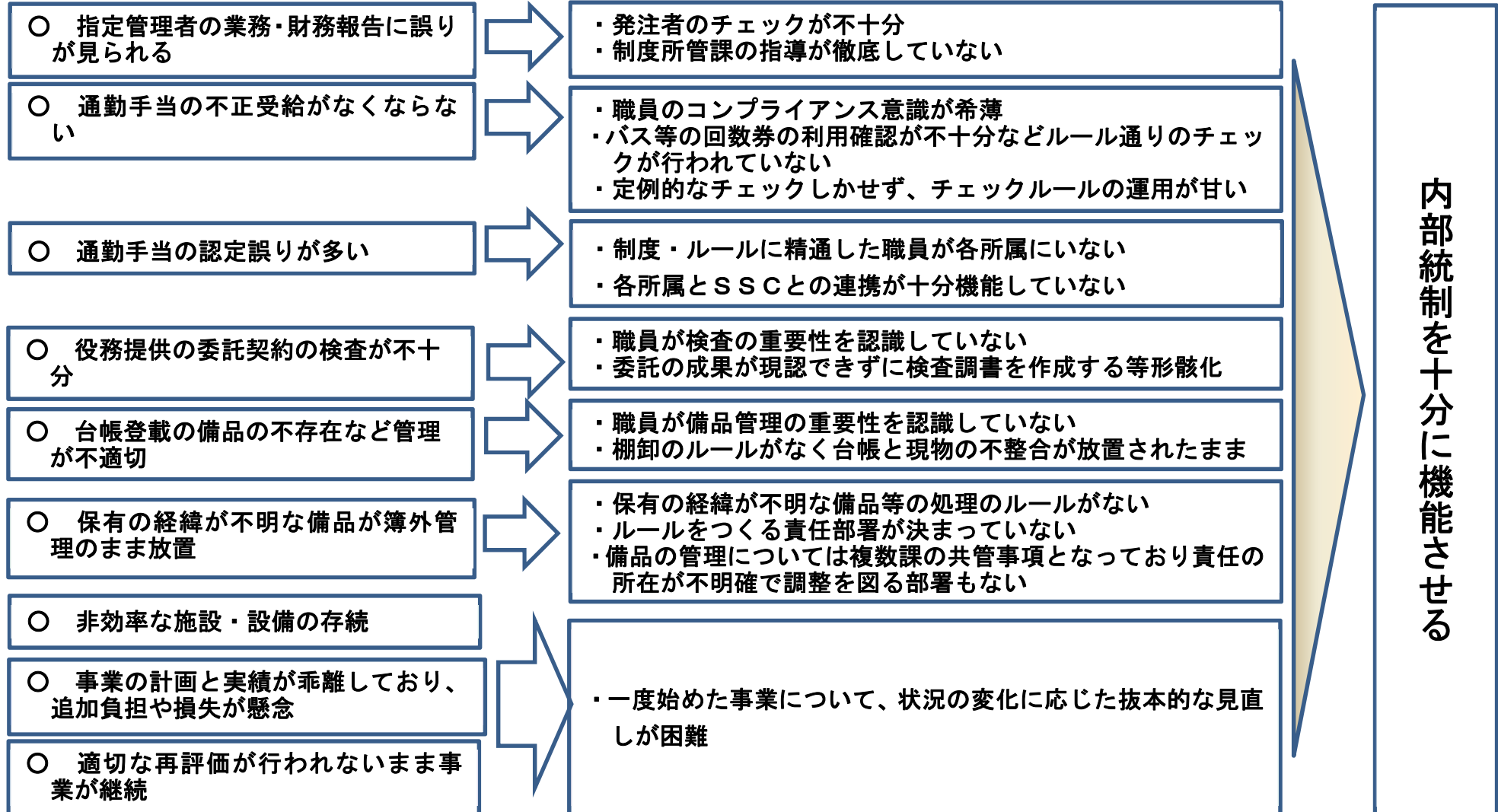
2. 監査の現状と課題

- 監査結果が個別事案の指摘と是正にとどまっているものが多い。
- 監査結果が内部統制の機能の向上につながっていない。
- 内部統制にかかる職員の意識、庁内のルール、各室課の講じる措置が有効に機能しているかを監査する必要がある。
- 執行機関が担うべき内部統制チェックを監査が肩代わりすることのないよう、事務・事業ごとに役割分担と連携を明確にする必要がある。
- 監査結果と措置対応に係る全庁的な情報共有が十分に行われていない。

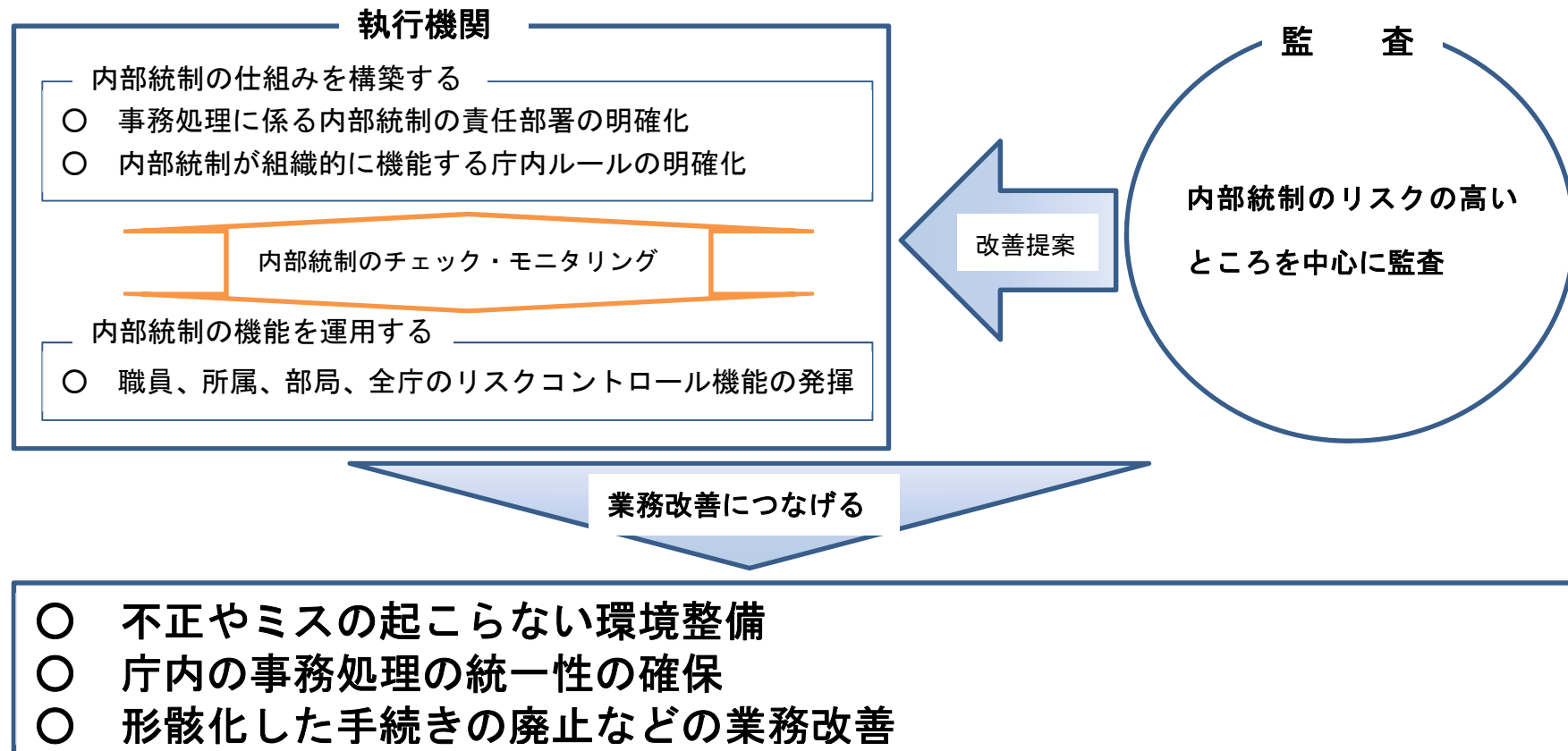
3. 平成22～24年度の監査結果から見た執行機関の内部統制の課題

【監査結果の例】 * 措置済み、措置見込を含む

【内部統制をチェックする視点】

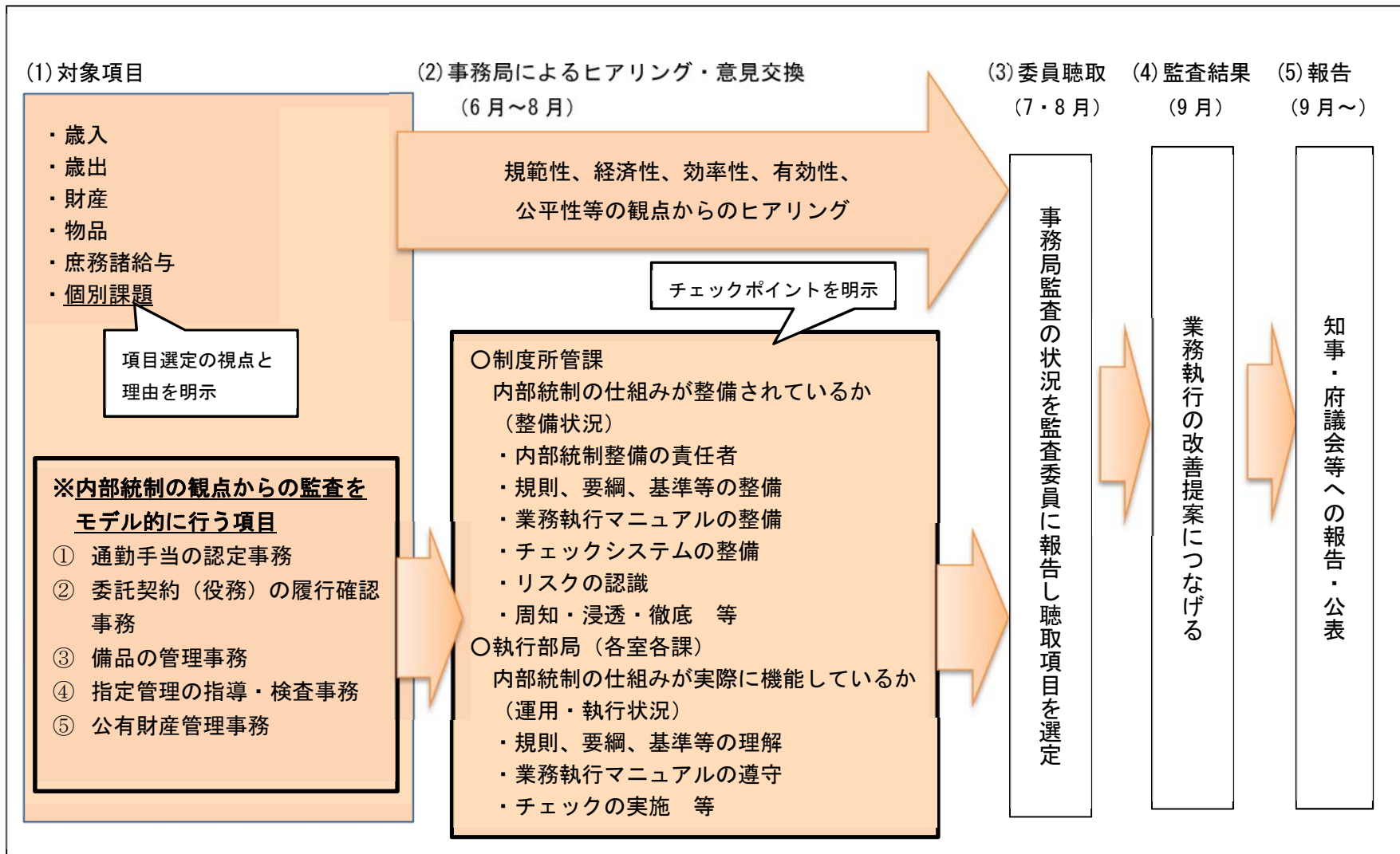


4. 監査結果を内部統制機能の向上につなげる



5. 平成 25 年度監査の進め方（上半期の本庁監査から実施）

（1）新たに内部統制の観点から監査を行う項目を設定し部局横断的に実施する



(2) 監査結果の処理区分の見直し

【これまでの処理区分】

区 分	基 準	公表	措置
指摘事項	法令等及びこれらの運用解釈に係る通知等に抵触する事項で、指摘するのが適当と認めたもの	公表	求める
指示事項	効率性・経済性・有効性等の観点から改善・検討を指示するのが適当と認めた事項	公表	求める
委員通知	指摘・指示には至らないが検証・検討を求める必要がある事項及び軽微な不備事項	非公表	求める
委員意見	本府の組織及び運営の合理化に資するため委員が必要と認めた事項	公表	求める
所 見	監査結果ではないが、知事に報告すべきと委員が認めた事項	非公表	求めない

【問題点】

- 区分が多く、その差異がわかりにくい

【改善案】

- 事項の区分はやめる。
- 監査結果として、事実の確認と併せて、事案に対する改善の提案を盛り込む。
- 監査結果は全て分かりやすく公表する。
- 改善を要する事案には全て措置報告を求めその内容を公表する。

【改善のポイント】

- 改善の提案を盛り込んだ監査結果にする。
- 監査結果を全て分かりやすく公表する。
- 結果に対する適切な措置を求める。

(3) 監査結果及び措置報告の庁内における取扱い

① 監査結果の報告・公表方法の取扱い

【これまでの実施方法】

- 監査結果は監査委員協議会で決定後、速やかに部局へ通知（知事・行政委員長宛の文書）

最大3か月経過

- 定例府議会（5・9・2月）開会日直前にそれまでの監査結果をまとめて知事レク
 - ・レク用資料を別途作成
- 定例議会の開会日に監査結果を報告
 - ・議長宛に結果報告書を議場配付
 - ・知事・行政委員長宛に結果報告書を提出
- 報道に資料提供、公報掲載、HP掲載

【問題点】

- 部局通知してから知事・府議会への報告、公表までのタイムラグが大きい
- 知事・行政委員長宛に2回報告は無駄
- 知事レク用資料にかかる部局調整が煩雑

【改善案】

監査委員協議会で監査結果を合議し決定

副知事へ（事前）レク

知事へ（事前）レク

監査結果の報告

- ・知事、行政委員会
- ・府議会※

監査結果の公表

部長会議

・事前に部局と十分に事実確認と情報共有する

・監査委員事務局が行う

・部局長に手交（又は次長会議の活用）
※方法については調整中

・監査結果の情報共有

【改善のポイント】

- 決定した監査結果を随時知事・副知事レクし部局長に通知する。
- 府議会への報告や対外公表を部局長への通知と同時（タイムリー）に行う。
- 監査結果を庁内で情報共有する。

②措置の取扱い

【これまでの実施方法】

- 各所属（室課・出先機関等）と個別に措置内容（又は対応状況）の調整を行っている

【問題点】

- 全庁的な業務改善に結びつきにくい
- 長期の未措置事案が存在する

【改善案】

執行機関

各部局（総務課）

※方法については調整中

↓
・措置対応の調整

内部統制部門

↓
・措置対応の取りまとめ

監査委員に通知

↓
・措置内容及び未措置状況の確認

措置内容の公表

↓
部長会議

↓
・措置状況の情報共有

【改善のポイント】

- 執行機関の中で結果に対する措置対応を取りまとめる。
- トップの判断に基づく措置対応とする。
- 措置状況について庁内で情報共有する。